

福島県国土利用計画・土地利用基本計画策定検討部会における委員からの主な発言等

第6回福島県総合計画審議会(6/2)における委員からの主な発言等

No.	テーマ	氏名	発言内容	応答内容等
< 1 県土利用の基本方針に関する主な意見 >				
1	県土利用の基本方針について	川崎委員	P13 「(ア) 色あせないふくしまの地図を未来へつなぐ」のタイトルと文章に、若干のずれがあるのではないか。	御意見を踏まえ、本文の冒頭に次のとおり追記したい。 「平成23年8月に策定した復興ビジョンに基づき、原子力に依存しない、安全・安心で持続可能な社会づくりに取り組んできたところであり、この精神を色あせさせることなく次の世代に引き継いでいくため、」
< 2 計画の実現に向けた措置の概要に関する主な意見 >				
2	計画の実現に向けた措置の概要について	菅野委員	P25 「イ 人と自然が調和したふくしまらしい土地利用」等に関係するが、東京電力福島原子力発電所事故以降、荒廃農地が全国でも大きくなっている。この農地をどのように削減していくのかを考えていかなければならない。単に農家の人だけがやるということではなく、発生する課題を県の政策としていかにクリアしていくかという観点が大事である。里山は完全に荒れて倒木が多くなっている状況がある中で、そこからどう一歩を踏み出すかというところを本計画に明確に打ち出していきたい。	重要な御意見であり、荒廃農地を作らないためにも、P20 「オ 地域の活力を支える県土利用」の本文中に、「遊休農地等の発生防止、再生に取り組むとともに」と追記したい。 また、里山や森林の保全については、既に土地利用基本計画(案)に記載があるため、計画(案)は修正せず、福島県農林水産業振興計画と連携して対応していく。
< 4 地域区分ごとの土地利用の原則に関する主な意見 >				
3	地域区分ごとの土地利用の原則について	川崎委員	土地利用計画の機能的役割は五地域区分にあると思う。P49 参考付表2に利用区分ごとの現状の面積は記載あるが、今後の計画期間における量的なものについて、策定部会において議論はあったか。	量についての議論は、部会においてはなかった。

第5回福島県国土利用計画・土地利用基本計画策定検討部会(8/2)における委員からの主な発言等

No.	テーマ	氏名	発言内容	応答内容等
< 2 県土利用の基本方針に関する主な意見 >				
1	県土利用の基本方針について	長林部会長	P 9 「ウ 深刻化している自然災害に対する県土の安全性の確保」の本文の後に追加した、※印の「気候変動×防災」の考え方は非常に重要なので、太枠囲みとするなど強調していただきたい。	いただいた御意見を踏まえ、枠で囲むこととしたい。
2		長林部会長	P 1 2 「(イ) ふくしまに想いを寄せる全ての人々の力を結集し、将来を見据えた県土づくりへ」に「子どもやその親たちなど生活する人が安心して生活し」とあるが、若い世代が福島県に安心して住めるということを言いたいのであれば、「次代を担う世代が安心して生活し」等の表現の方がわかりやすい。	いただいた御意見を踏まえ、「子どもやその親たちなど次代を担う世代等が安心して生活し」に修正したい。
< 3 計画の実現に向けた措置の概要に関する主な意見 >				
3	計画の実現に向けた措置の概要について	長林部会長	P 2 1 「イ 安全・安心な県土の再生へ」の本文の後に追加した、※印の「適応復興」の考え方は非常に重要なので、太枠囲みとするなど強調していただきたい。	いただいた御意見を踏まえ、枠で囲むこととしたい。
4		松本委員	P 2 1 「イ 安全・安心な県土の再生へ」の※印「適応復興」は、説明を入れたてた方がよいと思われる。	○御意見を踏まえ、「適応復興」の説明を入れることとしたい。 適応復興：災害からの復興に当たっては、単に地域を元の姿に戻すという「原形復旧」の発想に捉われず、災害は生じるものとして被害を最小限にするとともに、被害を受けてもより強靱で魅力的な地域に回復させるなど、弾力的な対応をもって気候変動に適応していく、「適応復興」の発想が重要とされています（『気候危機時代の「気候変動×防災」戦略』）。 ○併せて、P 9 「気候変動×防災」についても、説明を追記したい。 気候変動×防災：気候変動により気象災害が激甚化・頻発化しており、今後も大雨や洪水の発生頻度の増加が予測されることから、気候変動リスクを踏まえた抜本的な防災・減災対策が必要です。気候変動と防災は、あらゆる分野で取り組むべき横断的な課題であり、各分野の政策において、気候変動と防災を組み込み、政策の主流にしていくことが求められています（『気候危機時代の「気候変動×防災」戦略』）。